

治山・林道工事等の積算基準の適用について（お知らせ）

令和8年9月30日
広島県農林水産局

広島県が発注する治山・林道工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 適用する積算基準等

- (1) 令和8年版 治山林道必携（積算・施工編）【上巻・下巻】
- (2) 令和8年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）

2 現場環境改善費の改正について

現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）に要した費用については、実際にかかった費用を現場環境改善費率分の50%を上限に積上げ計上することとしていますが、国の基準改訂等に伴い、上限を100%に引き上げます。

3 適用日

「総括情報表」の「単価適用日」が「08.10.01」のものから適用します。

4 その他

積算基準等の改正資料は、林野庁ホームページに掲載されています。

【林野庁ホームページ】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html